10 住宅・土地、公共工事関係

(1) 住宅・土地、公共工事分野の基本方針

近年の国民の意識・要求の変化・多様化、現在の我が国の経済状況、ITの飛躍的な向上と普及、少子高齢化の進展、環境意識の高まり等社会・経済情勢の変化は、従来の量的需要の拡大という目標に代えて質的な面を重視するなど、これまでとは異なる都市・地域整備、住宅・社会資本整備の理念・手法の必要性を惹起している。こうした社会・経済の情勢変化を的確に把握し、又は先取りし、必要な制度の再構築を行う。

特に、経済社会活動の中心となる都市については、その魅力と国際競争力を高める観点から、住みやすく、働きやすい成熟した都市生活を実現するための各種制度改革を実施することにより、都市再生を推進する。

(2) 住宅・土地、公共工事分野の重点事項

不動産市場の透明性の確保

現下の経済情勢を踏まえ、不動産の流動化を促進する観点から、不動産競売 制度をより使いやすい制度とするよう必要な改善を図るとともに、不動産情報 の開示を進める。

都市に係る各種制度の見直し

経済社会活動の中心となる都市の魅力を高めるため、国際的水準の都市づく りを誘導する具体的なグランドデザインの策定を推進するとともに、民間主導 の再開発事業を円滑に進めるための制度整備、インフラ整備を阻む制度的要因 の是正を図る。

マンション建て替えの円滑化等

現行の建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)の見直しについての検討を進めるとともに、マンションの建て替えが円滑に実施できるようにするため、新たな制度を整備する。また、中古住宅市場の整備を積極的に展開できる環境整備を行う。

土地の有効利用の促進

個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が 果たすべき機能について検討を進める。

公共事業等の新たな手法

意思決定の透明性とアカウンタビリティ、合意形成過程における関係者の満

足度の向上を図るため、パブリック・インボルブメントのモデル的導入を推進する。

(3) 個別事項

ア 住宅・土地

事话勺	世军市灾	当初計画等と	美	実施予定時期		
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
不動産関連	a 不動産に関するインデックスを作成する民	重点・都		平成14年	度以降逐	
情報の一層	間主体等が、守秘義務を前提としながら、実売	市(1)ア		次実施		
の開示	買価格を含む不動産取引事例の情報を十分に					
(国土交通省)	活用できる仕組みを整備する。					
	b 地価公示価格の透明性及び社会的信頼性を		平成13年	度以降逐次	実施	
	高めるため、取引当事者・取引対象地等が特定					
	されない範囲で、評価に用いた基礎的情報及び					
	評価手続について、閲覧等により一般に公開で					
	きるようにするなど、地価公示価格情報の一層					
	の開示を図る。			1		
(総務省)	c 固定資産税評価額について、現在自己の資産		法案成	措置 (4		
	に関する部分に縦覧が限定されているが、これ		立後公	月一部		
	を他の資産の評価額と比較できるよう、固定資		布	施行予		
	産課税台帳の縦覧対象範囲の拡大を図るほか、			定、1月		
	更なる情報開示を進める。			施行予		
	(第154回国会に関係法案提出)			定)		
(国土交通省)	d 不動産流通機構が運営しているコンピュー	計画・住	検討	措置		
	タ・システム・ネットワークであるレインズ	宅ア a				
	(Real Estate Information Network System)					
	情報の質及び内容の拡充並びに成約情報等市					
	況情報の提供促進も含めた活用方策につき、検					
	討し、所要の措置を講ずる。					
不動産鑑定			検討	措置		
評価の適正	ニーズに的確に対応できるよう、収益性を重視し	市 (1) イ				
化	た、より精緻な手法や、より詳細な調査等を位置	〔計画・				
(国土交通省)	付けた不動産鑑定評価基準への見直しを行うこ	. –				
	とにより、不動産鑑定士等が依頼者に対するより	b)				
	一層の説明責任を果たすことができるようにす					
	る。また、実務レベルにおいて、その基準に基づ					
	いた不動産鑑定評価の普及・定着を図る。					
透明かつ公	不動産流通を活性化させるため、より透明で公	重点・都		検討		
平な不動産	平な不動産取引の確保の観点から以下の点につ	市(1)ウ		(結論)		
流通制度の	いて検討する。					
再構築	(a) 宅地建物取引業者の業務及び責任の範囲の					
(国土交通省)	明確化					

東西夕	措置内容	当初計画等と	身	施予定時期	朝
事項名	有 <u>自</u> 闪谷	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(b)宅地建物取引業務以外のサービスの在り方				
	(c)複雑化している「重 要事 項説明」に関する				
	優先度を考慮した再整理				
借家制度の	a 居住用建物について、当事者が合意した場合	重点・都		検討	結論
更なる改善	には定期借家権への切替えを認めることを検	市(1)工			
(法務省)	討する。				
	b 定期借家契約締結の際の書面による説明義			検討	結論
	務の廃止、居住用定期借家契約に関して強行規				
	定となっている借主からの解約権の廃止につ				
	いて、その是非を含めて検討する。				
	c 借地借家法(平成3年法律第90号)上の正当			検討	結論
	事由制度について、建物の使用目的、建て替え				
	や再開発等付近の土地の利用状況の変化等を				
	適切に反映した客観的な要件とすることや、正				
	当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位				
	置付け・在り方について検討する。				
(国土交通省)	d 長期の定期借家契約の普及を促進する観点			検討	
	から、1か月とされる賃貸に関する仲介手数料			(結論)	
	について、実態の調査・分析を行い、その在り				
	方について検討する。				
競売の実効			検討	措置(法	
性確保	貸借保護制度については、抵当権に後れる賃借権	` '		案提出)	
(法務省)	で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施				
	後の存続を一切認めないなど、廃止を基本として	住宅ア			
	検討する。)			
	また、以下の点を含め、競売制度ひいては担保				
	制度に関する制度面、運用面の両面について必要				
	な見直し・改善を検討する。				
	(a)競売参加者による物件内覧の機会の拡充				
	(b)占有の正当性を占有者が挙証できない場合				
	につき占有権原を否定する途を開くこと				
	(c)民事執行法(昭和54年法律第4号)の保全				
	処分など占有排除に関する処分については、光東老を深知できなくともその物件の				
	は、当事者を確知できなくともその物件の				
	占有者に対して効力が及ぶような立法措				
	置				
	(d)最低売却価額の制度の在り方				

事項名	措置内容	当初計画等と	美	 『施予定時期	朝
尹以口	相巨的台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(e) 競売物件の瑕疵担保責任の在り方				
	(次期通常国会に関係法案提出予定)				
地籍調査の	a 土地情報の基礎である地籍の明確性は、都市	重点・都		平成14年	度以降逐
積極的推進	再生の円滑な実施の前提条件であることから、	市(1)力		次実施	
等	その実施率が低い都市部において、一定の目標				
(国土交通省)	に向けて計画的集中的に地籍調査を行えるよ				
	う、財源確保及び外部専門技術者の活用等執行				
	体制の強化を図る。				
(法務省)	b 土地境界紛争に関する裁判外紛争処理制度			総合的な	:ADRの
	の仕組みについて、総合的な裁判外の紛争処理			制度基盤	の整備に
	解決手段(ADR)の制度基盤を整備するため			関する検	討を踏ま
	の方策(ADRの利用促進、裁判手続との連携			えて平成	14年度以
	強化のための基本的枠組みを規定する法案の			降措置	
	提出を含む。)に関する検討を踏まえて、必要				
	な方策を検討する。				
不動産特定	電子機器を活用してより低廉な費用で不動産	計画・住	検討		
共同事業の	特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等	宅ア			
手続要件	における電子機器の活用形態の明確化について、				
(国土交通省、	消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検				
金融庁)	討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現				
	行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1				
	項)「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該				
	当するのかについて、他法令との整合性を図りつ				
	つ明確にする。その上で、必要があれば、制度改				
	正を検討する。				
都市再生の	都市再生のため、土地の流動化を図る観点か	重点・都	逐次実施	į	
ための関連	ら、例えば、多様な主体の不動産証券市場への参	市(1)キ			
施策の一体	加促進による不動産市場の活性化等、投資促進の				
的推進	観点から規制の見直しや、予算、税制の活用を行				
(金融庁、総務	う。				
省、財務省、国					
土交通省)					
都市のグラ	大都市地域については、都市計画法(昭和43年	重点・都	平成14年	度までに	
ンドデザイ	法律第100号)に基づくマスタープランにおいて、	市 (2) ア	措置		
ンの策定	下記の項目についても明確に位置付けるよう措	(ア)			
(国土交通省)	置する。				
	(a)都市の骨格・中核となる都市計画道路、大				

市话夕	世罕山京	当初計画等と	美	 E施予定時期	———— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	規模公園、緑地等の整備目標年度				
	(b)都市の過度な外延化の防止、職住近接の実				
	現により、良好な都市環境を形成するため				
	の、都市全体と各エリアにおける人口密度				
	(昼夜間人口)、一人当たり都市空間(住				
	宅・オフィススペース)等に関する数値				
	(c) ヒートアイランド現象の解消に資する、い				
	わゆる「風の道」ともなる主要な緑地の配				
	置の方針、確保目標				
民間提案型	a 住民の意向を尊重し、これを適切に都市計画	重点・都	法案提	措置(法	
の都市計画	に反映させるよう、都市計画の提案に係る手続	市 (2) ア	出	案成立	
手続の導入	等を整備する。	(イ)		後公布、	
(国土交通省)	(第154回国会に関係法案提出)			公布後	
				6 か月	
				以内に	
				施行予	
				定)	
	b 都市計画審議会の運営について、都市計画の			措置	
	案の審議が円滑に進むよう、必要に応じ、開催				
	間隔の短縮化、年間開催計画の公表、手続の短				
	縮化等の運用改善に努めるよう措置する。				
都市計画・建	民間のまちづくりの意欲を高め、投資を積極的	重点・都	平成14年	度までに	
築規制の事	に誘導し、良好な市街地整備を実現するために、	市 (2) ア	措置		
前明示性の	都市計画・建築規制の運用に関する基準につい	(ウ)			
確保	て、さらに客観性・明示性の高いものとするとと				
(国土交通省)	もに、容積率規制の緩和等の都市計画等に関する				
	問い合わせについて、都道府県等が一定期間内に				
	回答するような仕組みの導入を図るよう措置す				
	る 。				
計画許可制	街区・地区単位で建築規制を課し、周辺との整	重点・都	法案提	措置(法	
度の導入	合を勘案して緩和や規制を柔軟に行える仕組み	市 (2) ア	出	案成立	
(国土交通省)	を整備する。	(工)		後公布、	
	(第154回国会に関係法案提出)			公布後6	
				か月以	
				内に施	
				行予定)	

市市农	##累古帝	当初に画等と	美		 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
集団規定等	a 建築基準法 (昭和25年法律第201号)の集団	重点・都	法案提	措置(法	
の性能規定	規定をできるだけ仕様規定から性能規定に移	市 (2) ア	出	案成立	
化の推進	行させる。また、移行できない規定についても、	(才)		後公布、	
(国土交通省)	その趣旨・目的の明確化や内容の簡明化に努め			公布後6	
	る。例えば、道路斜線制限については、今後、			か月以	
	簡明さの維持という点も十分に踏まえつつ、各			内に施	
	種技術進歩を活用し、基本的指標である天空率			行予定)	
	等の考え方ができるだけ柔軟にいかされるよ				
	うにする。				
	(第154回国会に関係法案提出)				
	b 同法の単体規定については、採光に関する規			検討	
	定の合理化について検討する。			(結論)	
都市計画・建	a 都市計画決定権者が、用途、容積率等に係る	重点・都	平成14年	度までに	
築規制の説	規制について、その根拠の説明責任を果たすよ	市 (2) ア	措置		
明責任	う措置する。	(カ)			
(国土交通省) 	b 都市計画・建築規制に関する行政事件訴訟に		検討	結論	
	ついて、出訴要件の明確化の観点から、処分性、				
	原告適格等に関する情報提供等ができるよう				
	にする。				
違反建築物	建築規制に関する違反是正の実効性確保のた		検討	結論	
対策	め、行政代執行の積極的活用に向けた違反建築物	. ,			
(国土交通省) 	対策のためのマニュアル策定や運用の徹底のた	(丰)			
	めの措置を始め、違反建築物に関する情報開示、				
	賦課金等の経済的なインセンティブ効果のある				
+ #- # = ##	対策等について、幅広い観点から検討する。	∓ ⊢ * 77	+# 空 冷		
市街地再開	市街地再開事業の施行区域要件について、耐用				
発事業の施	年限の3分の2を経過した建築物は、耐火建築物	, ,	-		
行区域要件	の算定から除外されているが、地震災害に強いま	, ,	施行)		
の緩和	ちづくりを推進していく観点からも、この耐用年				
(国土交通省)	限の短縮化を図り、施行可能なエリアの拡大を行	住宅ア			
	う。 【都市再開発法施行令の一部を改正する政令	, 			
	(平成13年政令第408号)】				
———————— 第二種市街		重点・都	法案提	措置(法	
地再開発事	の再生や木造住宅密集地域の改善を積極的に推		出出	案成立	
業への民間	進するため、用地買収型である第二種市街地再開	. ,		後公布、	
参入	発事業の施行主体として、地方公共団体、公団等	(' /		公布後	
2/1	こう 大きょうに コード・トロン くっぱい ひこれ りには			4 11 1X	

市场名	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	当初に一等と)		 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(国土交通省)	の公的主体に加え、一定要件を備えた民間主体も			3か月以	
	認める。			内に施行	
	(第154回国会に関係法案提出)			予定)	
第一種市街	第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認	重点・都	措置済		
地再開発事	可について、事業の迅速化を図る観点から、法令	市 (2) イ			
業の権利変	等の客観的基準に違反しないと認められる場合	(ウ)			
換計画に係	には、都道府県知事等は速やかに認可しなければ				
る認可の迅	ならない旨周知徹底する。				
速化	【市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施につ				
(国土交通省)	いて (平成14年国土交通省課長通知)】				
都市再開発			検討	結論	
法における	より請求があった場合には、都道府県知事等によ	市 (2) イ			
行政代執行	る行政代執行の的確な実施が確保されるよう、マ	(工)			
の強化	ニュアルの充実等運用の徹底を図る。				
(国土交通省)					
街区内の容	同一の街区内で複数の建築物を計画する場合、	重点・都	平成14年	度までに	
積率の配分	容積率の適切な配分変更等を円滑に行えるよう	市 (2) イ	措置		
変更等の円	にするため、一団地の総合的設計制度等を活用す	(オ)			
滑化	るほか、事業計画の変更等によって、高度利用地				
(国土交通省)	区、再開発地区計画等の都市計画について、内容				
	の変更が必要となった場合には、迅速な手続によ				
	り行うよう措置する。				
21地方公共団	地方公共団体による要綱行政については、駐車	重点・都	平成14年	度までに	
体における	場や住宅付置義務、負担金や施設提供義務など実	市(2)ウ	措置		
制度運営の	質的な強制を行うようなものは、これを条例化す				
適正化	ることを原則とするとともに、その内容を法令の				
(国土交通省、	趣旨に照らし適正なものとするなど、ルールの明				
総務省)	確化・客観化を図るよう要請する。				
	また、要綱による行政は、必要最小限の期間に				
	限ることとし、その目的・意義を一定期間ごとに				
	再検討し、できるだけ縮小することを基本とする				
	よう要請する。				
22都市交通基		重点・都	平成13年	度以降逐次	実施
盤等の整備	整備が進んでいない都市計画道路について、整備	市 (2) エ			
(国土交通省)	目標年限を定めた上で、その早期達成に努めるこ	(ア)			
	とが重要であるため、公共用地取得に係る財源確				
	保及び執行体制の強化を図る。				

市压力	##罗小克	当初に一等と	〕		———— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
23土地収用法	事業者に土地収用法の事業認定等を適期に申	重点・都	検討	結論	
の積極的活	請させるための措置について検討するとともに、	市 (2) エ			
用	事業の進行管理の適正化の観点から、適期申請に	(イ)			
(国土交通省)	資する説明の責任を果たさせることを検討する。				
	また、都市計画事業についても、適切な時期に事				
	業者が収用手続に移行すべきことを明確化し、一				
	定期間内にそれを完了させるための措置につい				
	て検討する。				
24道路の掘り	道路使用・占用許可は、工事全体が発生させる	重点・都		措置	
返し期間の	混雑のコストを引き下げることを考慮して運用	市 (2) オ			
短縮化	されるようにする。	(ア)			
(国土交通省、					
警察庁)					
25民間委託等	都心部における駐車違反取締りを効率化する	重点・都	平成13年	度以降逐次	実施
の推進によ	ため、引き続き当該業務の一部の民間委託等を積	市 (2) オ			
る駐車違反	極的に推進する。	(イ)			
の取締り業					
務の効率化					
(警察庁)					
26通勤鉄道に	都心の土地の有効活用のためには、快適に通勤	重点・都		検討	結論
おける時間	できる乗客の総数を大幅に増やす必要があるた	市(2)オ			
差料金制の	め、オフピーク時の運賃を安くし、ピーク時の運	(ウ)			
導入	賃を高くする「時間差料金制」の採用誘因を鉄道				
(国土交通省)	事業者に与える方策を検討する。				
27工業(場)等	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産	重点・都	法案提	措置(法	
制限法の廃	業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、	市(2)カ	出	案成立	
止	一定床面積以上の工場や大学等の新増設を制限			後 公	
(国土交通省)	する工業(場)等制限法については、製造業従事			布・廃	
	者や工場立地件数の減少等の産業構造の変化、少			止)	
	子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情				
	勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃				
	止する。				
	(第154回国会関係法案提出)				
28区分所有法	区分所有法の建て替え要件を5分の4以上の	重点・都	検討	措置(法	
(昭和37年	合意のみとすることや、隣接敷地との敷地共同化	市 (3) ア		案提出)	
法律第69号)	による建て替えや住宅部分以外の床(商業・業務	(ア)			
の建て替え	床)の大幅な増加を認めることも含めて、マンシ	〔計画・			

事话夕	世罕山京	当初計画等と	身	 『施予定時』	 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
要件の見直	ョン建て替えを円滑に実施するための方策を早	住宅ア			
U	急に検討し、平成14年秋までに改正法案を作成す)			
(法務省)	వ 。				
	(平成14年度中に国会に関係法案提出予定)				
29マンション	区分所有者による良好な居住環境を備えたマ	重点・都	法案提	措置(法	
建て替え法	ンションへの建て替え事業を円滑化するため、法	市 (3) ア	出	案 成 立	
制の整備	的安定性の確保に留意しつつ、行政庁の認可に基	(イ)		後公布、	
(国土交通省)	づく法人格を有する建て替えのための団体の設	〔計画・		公布後	
	立、抵当権等を含む関係権利が建て替えに伴って	住宅ア		6 か月	
	円滑かつ確実に再建建物に移行するための仕組)		以内に	
	みの整備等を内容とする新たな建て替え制度を			施行予	
	整備する。			定)	
	(第154回国会に関係法案提出)				
30既存不適格	総合設計制度等の容積率特例制度の積極的活	重点・都		措置	
マンション	用等により既存不適格マンションの建て替えの	市 (3) ア			
の建て替え	円滑化を図る。	(ウ)			
の円滑化					
(国土交通省)					
31中古住宅市	平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形	計画・住	一部措	逐次実施	
場の整備	成・有効活用システム」についての提案募集で提	宅ア	置済		
(国土交通省)	案されたシステムの広報を行うとともに、民間が				
	自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整				
	備事業を積極的に展開できる環境整備を行うた				
	め、提案募集の提案等を踏まえ、中古住宅の性				
	能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存				
	すべき情報 (新築時の工事情報と住宅性能、維持				
	管理及びリフォーム実施の履歴等)の項目と保				
	存・管理の方法、 住宅履歴・性能に基づく価格				
	の査定方法、 瑕疵担保責任に対する保証の方				
	法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方				
	法と項目につき、具体的な方策を検討し、所要の				
	措置を講ずる。				
32中古住宅の	中古住宅の外装、内装、設備、耐震性能等を第	重点・都		措置	
検査制度、性	三者である評価機関が買主又は売主に代わって	市 (3) イ			
能表示制度	標準化された方法により検査し、その結果を参考	(ア)			
の整備	とし売買契約や賃貸借契約の締結を判断できる				
(国土交通省)	ような制度を導入する。				

市で名	# 第 中 京	当初計画等と	身	 [施予定時]	 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
33マンション	マンションの老朽・劣化に対応するための長	計画・住	検討	検討	措置
等のストッ	期修繕計画、 地震・火災などによる損傷・滅失	宅ア a		(結論)	
ク管理のル	に対応するための保険等危機管理・復旧の問題、				
ール	長期修繕計画後建物の寿命を迎えるまでの間				
(国土交通省)	の延命措置(建物の部分建て替えなど)につき、				
	マンションの所有者全員で構成される区分所有				
	者の団体(いわゆる「管理組合」)により適切な				
	計画が策定されることを促進するため、例えば修				
	繕マニュアルの作成、計画策定時の考慮事項の例				
	示、事例集の作成等環境整備に努める。				
34マンション	管理組合によるマンションの適正な維持管理	重点・都	検討	検討	
の維持管理	を支援するとともに、中古マンションの市場での	市 (3) イ		(結論)	
等に係る履	流通円滑化を図ることを目的として、管理組合及	(イ)			
歴情報の整	び中古マンション購入者による維持管理等に係	〔計画・			
備	る履歴情報の利用可能性を高めるための方策を	住宅ア			
(国土交通省)	検討する。	b)			
35公的土地の	地方公共団体等の公的主体が所有する公営住	重点・都	平成13年	度以降逐次	(実施
有効活用	宅等の用に供する土地が必ずしも有効に活用さ	市 (3) ウ			
(国土交通省)	れていないという実態を踏まえ、PFI事業の積	(ア)			
	極的推進等により、民間施設も含めた複合・高度				
	利用を推進し、都市を中心とした、公的主体が所				
	有する土地の有効活用を図る。				
36適正な公営	a 公営住宅については、真に住宅に困窮してい	重点・都		検討	結論
住宅管理	る者に的確に供給することが重要であり、入居	市 (3) ウ			
(国土交通省)	における資産の考慮も含めた適正な管理や地	(イ)			
	域の状況に応じた効率的な運営の在り方につ				
	いて検討する。				
 (国土交通省、	b 公的に家賃の援助を受けている公営住宅入			措置 <i>(</i> 平	 .成14年度
厚生労働省)	居者の家賃滞納防止のため、家賃を公営住宅の			以降)	
	担当部局が家賃援助の担当部局より直接受領				
	する等の関係部局が連携した対策の推進など、				
	公営住宅の家賃の滞納防止を図る。				
37 都市計画制		計画・住	措置済		
度改正の円	により、準都市計画区域制度や特定用途制限地域				
滑な施行	制度、特例容積率適用区域制度等が創設されると				
(国土交通省)	ともに、都市計画に関するマスタープランの充				
	実、線引きの選択制の導入等の措置が行われた				

事項名	措置内容	当初計画等と	美	施予定時期	期
争以石	有 <u>自</u> 内谷	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	が、これらの制度を地方公共団体が十分に使いこ				
	なせるよう、都市計画運用指針の周知を行い、改				
	正法の円滑な施行を図る。				
38土地利用に	土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に	計画・住	検討		
係るマスタ	対する上位計画としての土地利用基本計画が果	宅ア			
ープランの	たすべき機能に関しては、国土利用計画、全国総				
拡充	合開発計画及び各圏域のブロック計画との関係				
(国土交通省)	の整理の必要性についての検討と併せ、現行の土				
	地利用基本計画の内容の詳細化の必要性、計画の				
	策定手続の在り方と策定支援方策について、今後				
	の制度の改正も含めて、更に検討を進める。				
39開発行為・宅	開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続の	計画・住	一部措	検討	措置
地造成に関	迅速化に関し、書類の簡素化及び完了検査に関す	宅ア	置済	(結論)	
する工事に	る状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必				
係る手続	要な措置を講ずる。				
(国土交通省)	【提出書類等の簡素化・統一化については、「開				
	発許可制度運用指針」(平成13年国土交通省総合				
	政策局長通知)において措置済み】				
40駐車場付置	地方公共団体の参考となるよう、地区特性を加	要望等		検討	結論
義務の弾力	味した駐車場付置義務基準に関する考え方につ				
化	いて検討する。				
(国土交通省)					

イ 公共工事

事項名	措置内容	当初計画等と	実	施予定時期	归
争以石	佰 直內谷	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
パブリッ	国の各公共事業部局は、従前における取組も踏	計画・住	一部措	検討(可	モデル
ク・インボル	まえ、それぞれの事業の計画策定手続におけるパ	宅イ	置済	能なも	事業を
ブメントの	ブリック・インボルブメントの在り方を検討し、			のから	実施、成
活用	直轄事業について早急にモデル的に導入を進め			モデル	案を地
(農林水産省、	る。また、こうした検討やモデル事業の状況を踏			事業を	方公 共
国土交通省)	まえ、一定の成案を得た段階で、その検討成果を			実施)	団体に
	地方公共団体に提示し、あるいは、取組事例を取				提示等
	りまとめ、発表する等、地方公共団体におけるパ				
	ブリック・インボルブメントの導入を支援する。				

声语句	世界山京	当初計画等と	争	 『施予定時期	 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公共工事に	設計・施工の分離発注の例外として、事業の性	計画・住	措置済		
おける設	格等を考慮しながら設計・施工一括発注方式の導	宅イ			
計・施工一括	入についての結論を得て、所要の措置を講ずる。				
発注方式の					
導入					
(国土交通省)					
公共工事にお	公共工事において関係者間で交換・共有する各	計画・住	検討	検討	措置
ける各種書類	種情報の標準化を推進するとともに、ネットワー	宅イ			
の標準化とネ	クの活用を促進する。				
ットワークの					
活用					
(国土交通省)					
公共工事に	平成13年10月から一部の直轄事業でインター	計画・住	13年度以	降逐次実施	Ē
おける政府	ネットを活用した電子入札・開札を開始、原則と	宅イ	(16年度	までに措置	Ī)
調達の電子	して、平成16年度までにすべての直轄事業で電子				
化	入札・開札を導入する。				
(国土交通省	なお、国土交通省においては、公共事業支援				
及び関係府省)	統合情報システム(CALS/EC) を平成16年度まで				
< I T I 22 c	に構築する。				
(b)の再掲>					
建設業に係	申請者から早い段階での申し出と事前打合わ	要望等		措置	
る会社分割	せにより事業の空白がなるべく生じないように				
の円滑化	する等、建設業者の企業再編の自主的な取組みに				
(国土交通省)	ついて可能な限り支援できるよう検討の上、措置				
	する。				

ウ その他

事項名	措置内容	当初計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
諸外国にお	EUにおける建設機械騒音の試験について、国	計画・住	検討	検討	結論
ける建設機	土交通省で定めている試験方法・基準値との整合	宅ウ			
械の騒音試	及び承認方法等を調査し、その結果を踏まえて検				
験の承認	討する。				
(国土交通省)					
測量機器の	公共測量に使用する測量機器の検定及び測量	計画・住	措置済		
検定	機種登録については、平成12年度に引き続き、法	宅ウ			
(国土交通省)	的位置付けについての検討を行い、平成13年度中				

事項名	措置内容	当初計画等と	実施予定時期		
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	に結論を得て、所要の措置を講ずる。				
	【機器検定への第三者機関の参加(平成13年国土				
	交通省課長通知)機種登録の廃止(平成13年国				
	土地理院部長通知)】				
建設業に係	建設業許可に係る申請、届出等手続について、	計画・住	検討	検討	一部施
る許可申請	インターネット等を利用した申請等が可能な部	宅ウ			行
の電子化	分からのシステム整備を図る。				
(国土交通省)					
宅地建物取	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続	計画・住	検討	検討	一部施
引業に係る	に ついて、インターネット等を利用した申請等	宅ウ			行
免許申請の	が可能な部分からのシステム整備を図る。				
電子化					
(国土交通省)					
水道の水質	a 水質検査項目のうち、工程管理と一体不可分	計画・住	検討	措置	
検査	なものとして、水道事業者が自主検査を行うべ	宅ウ			
(厚生労働省)	き範囲・項目の区分けを行う。				
	b 簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき		検討	措置	
	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣指定検				
	査機関が行っている検査について、その管理に				
	関する規制体系全体を見た上で、より実効的な				
	水質確保がなされるよう、早急に措置する。				